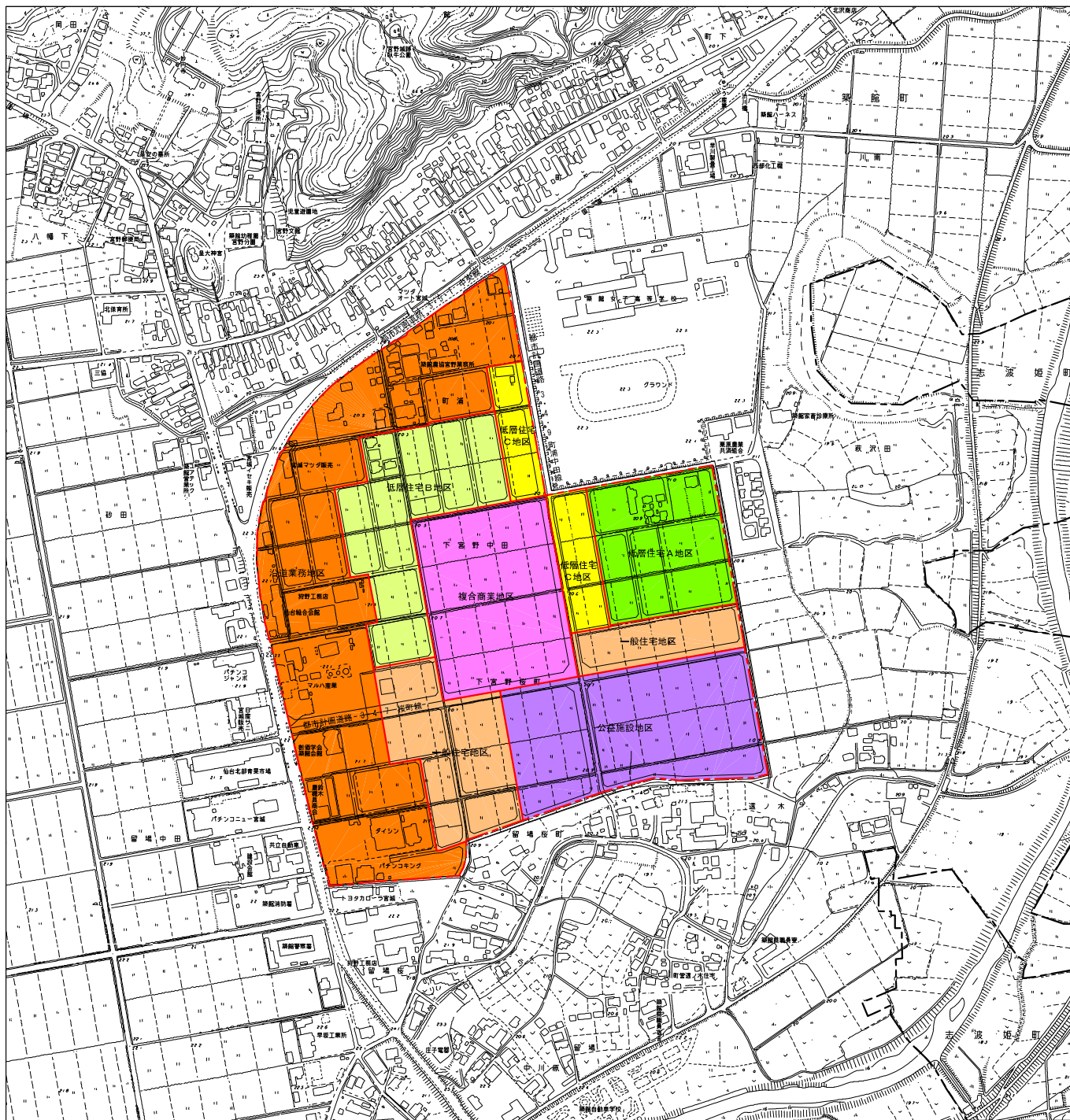

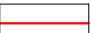









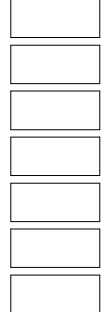
宮野土地区画整理事業地内
用途地域及び地区計画

築館都市計画宮野地区計画

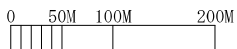
地区区分図



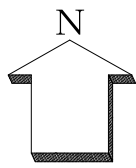
-  地区計画区域界
-  地区計画整備区域界
-  低層住宅A地区
-  低層住宅B地区
-  低層住宅C地区
-  一般住宅地区
-  沿道業務地区
-  複合商業地区
-  公益施設地区



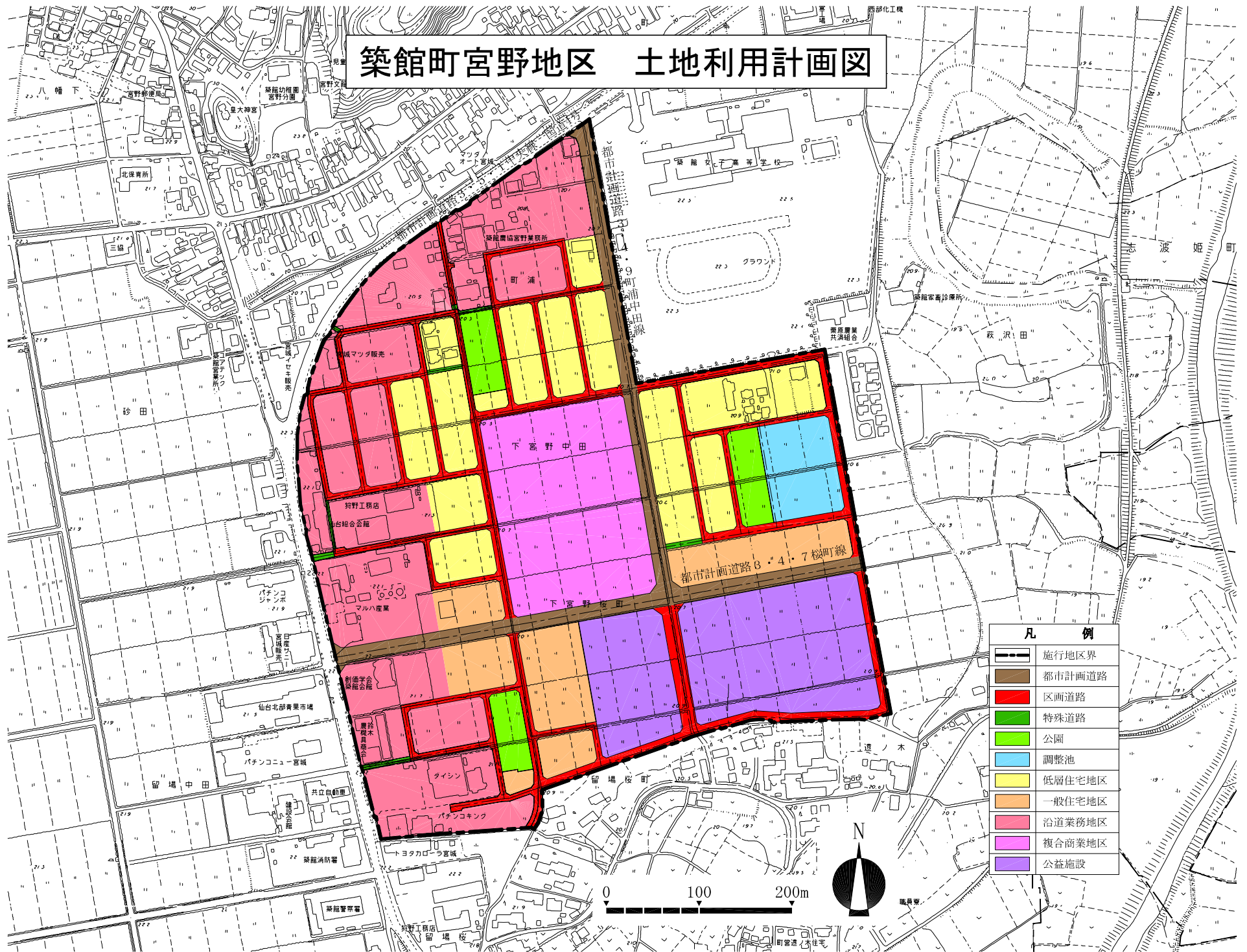
都市計画決定
平成12年2月16日
築館町告示 5号



S = 1:5,000



築館町宮野地区 土地利用計画図



凡 例	
	施行地区界
	都市計画道路
	区画道路
	特殊道路
	公園
	調整池
	低層住宅地区
	一般住宅地区
	沿道業務地区
	複合商業地区
	公益施設

地区の区分	地区の名称	低層住宅A地区	低層住宅B地区	低層住宅C地区	一般住宅地区	沿道業務地区	複合商業地区	公益施設地区
	地区の面積	約 2.8 ha	約 3.5 ha	約 1.6 ha	約 4.0 ha	約 9.8 ha	約 3.9 ha	約 4.7 ha
建築物等に備える計画事項	A. 建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築することができる。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内で、かつ、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項第1号に該当する営業に係るものを除く） (6) 診療所、病院 (7) 公益上必要な建築物で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4に定めるもの	次に掲げる建築物は、建築することができる。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内で、かつ、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの (3) 事務所その他これらに類するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項第1号に該当する営業に係るものを除く） (7) 診療所、病院 (8) 公益上必要な建築物で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4に定めるもの	次に掲げる建築物は、建築することができる。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以内で、かつ、延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの (3) 店舗、事務所その他これらに類するもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項第1号に該当する営業に係るものを除く） (7) 診療所、病院 (8) 公益上必要な建築物で建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の4に定めるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッチング練習場その他これらに類する施設の用に供するもの (2) 図書館、美術館又は博物館 (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 自動車教習所 (5) 単独車庫 (6) 畜舎 (7) 自動車修理工場 (8) 危険物の貯蔵・処理に供するもの（ガソリンスタンドは除く）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 自動車教習所 (2) 畜舎	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿 (2) 兼用住宅 (3) ホテル、旅館 (4) 学校教育法に定める学校、専修学校又は各種学校 (5) 図書館、美術館又は博物館 (6) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (7) 病院 (8) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム又は児童福祉施設 (9) 老人福祉センター又は児童厚生施設 (10) 自動車教習所 (11) 単独車庫 (12) 倉庫業を営む倉庫 (13) 畜舎（ペットショップは除く） (14) 危険物の貯蔵・処理に供するもの（ガソリンスタンドは除く）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 店舗 (2) ホテル、旅館 (3) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッチング練習場その他これらに類する施設の用に供するもの (4) 図書館、美術館又は博物館 (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 自動車教習所 (7) 畜舎 (8) 自動車修理工場
	B. 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	80%						
C. 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	50%							
D. 建築物の敷地面積の最低限度	200㎡							
E. 壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁またはこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の面から道路及び敷地境界までの距離は、1.0m以上でなければならない。 ただし、建築物の部分が次の各号に該当する場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外壁等の中心線の長さの合計が5m以下であるもの。 物置その他これに類する用に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であるもの。 							
F. 建築物等の高さの最高限度	10m				18m			
用途地域（容積率/建ぺい率）	第二種中高層住居専用地域（200/60）				第一種住居地域（200/60）	準工業地域（200/60）	近隣商業地域（200/80）	第一種住居地域（200/60）